

飲食料品製造業における 外国人の受入れについて



2025年9月

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部
食品製造課

内容一覧



1. 特定技能制度、特定技能外国人受入れ状況
2. 特定技能制度の対象分野の追加等について
3. 特定技能制度・飲食料品製造業分野の概要
4. 食品産業特定技能協議会について
5. 優良事例（特定技能外国人材の受入れ）

1. 特定技能制度、特定技能外国人受入れ状況



制度概要 ①在留資格について

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数： 333, 123人（令和7年6月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数： 3,073人（令和7年6月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**工業製品製造業**、**建設**、**造船・舶用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、**自動車運送業**、**鉄道**、
（16分野） **農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、**林業**、**木材産業**
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

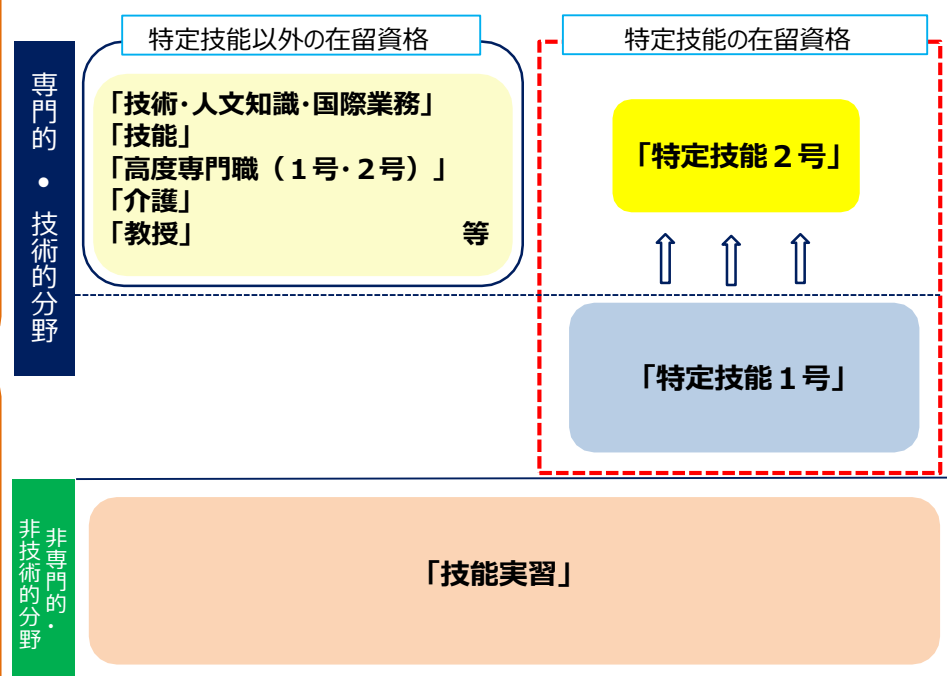
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能 1 号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 [10業務区分]	直接
国土省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 [3業務区分]	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1業務区分]	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 [3業務区分]	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) [5業務区分]	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食品製造業	139,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) [1業務区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) [1業務区分]	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分]	直接

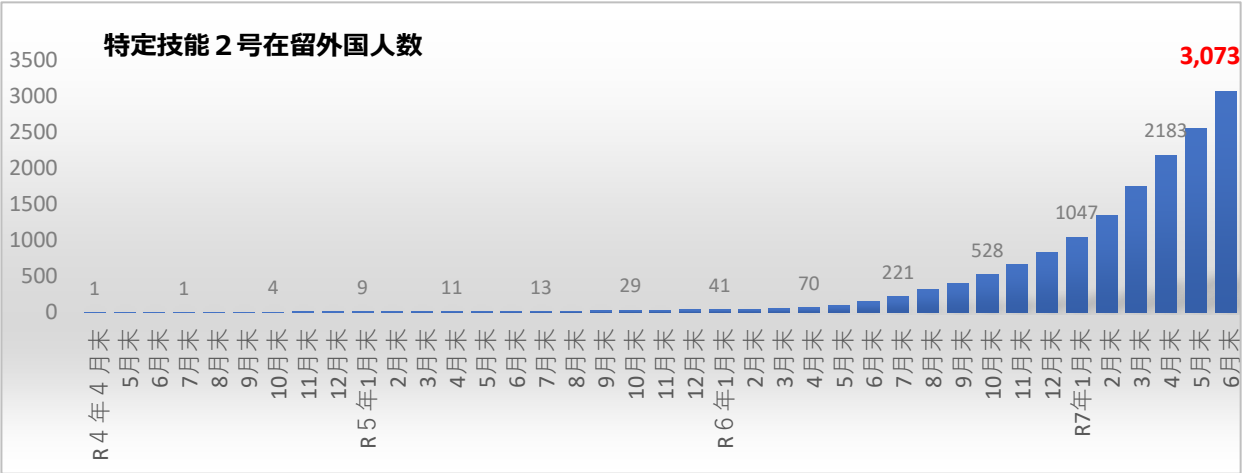
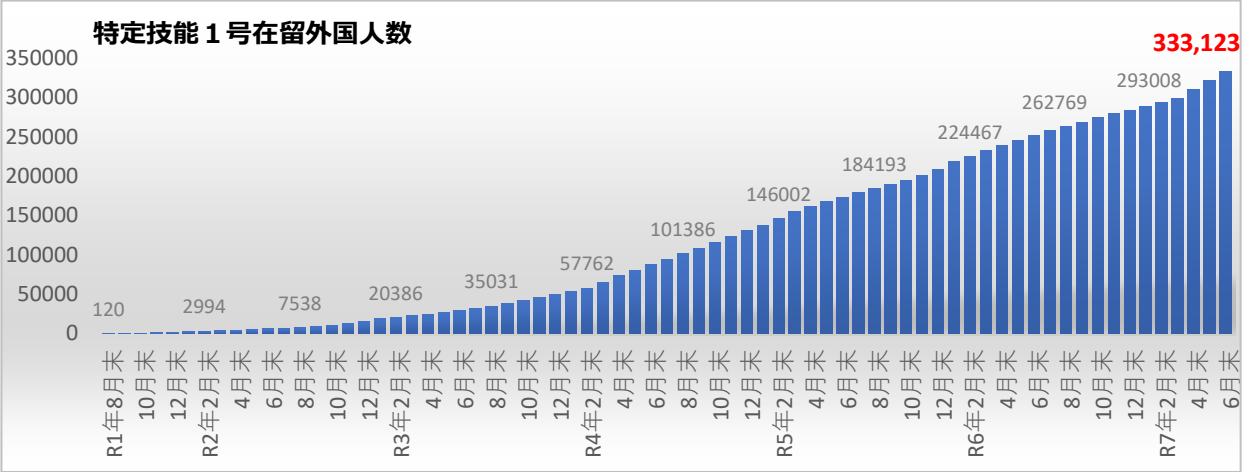
技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

特定技能制度運用状況

- 特定技能在留外国人数は、令和7年6月末時点（速報値）で、特定技能1号 33万3,123名、特定技能2号 3,073名。
そのうち飲食料品製造業分野は全分野中で最多の84,071人（特定技能1号及び2号の合計）。
- 令和11年3月末までに13万9,000人の受入れを見込んでいる。

■ 特定技能外国人数（全分野合計）



特定技能1号外国人数

分野	人数
介護	54,916
ビルクリーニング	7,418
工業製品製造業	51,063
建設	43,599
造船・船用工業	10,645
自動車整備	3,747
航空	1,818
宿泊	1,265
自動車運送業	10
鉄道	21
農業	34,935
漁業	3,842
飲食料品製造業	84,071
外食業	35,771
林業	0
木材産業	2

特定技能2号外国人数

分野	人数
ビルクリーニング	5
工業製品製造業	410
建設	561
造船・船用工業	146
自動車整備	73
航空	0
宿泊	17
農業	519
漁業	11
飲食料品製造業	821
外食業	510

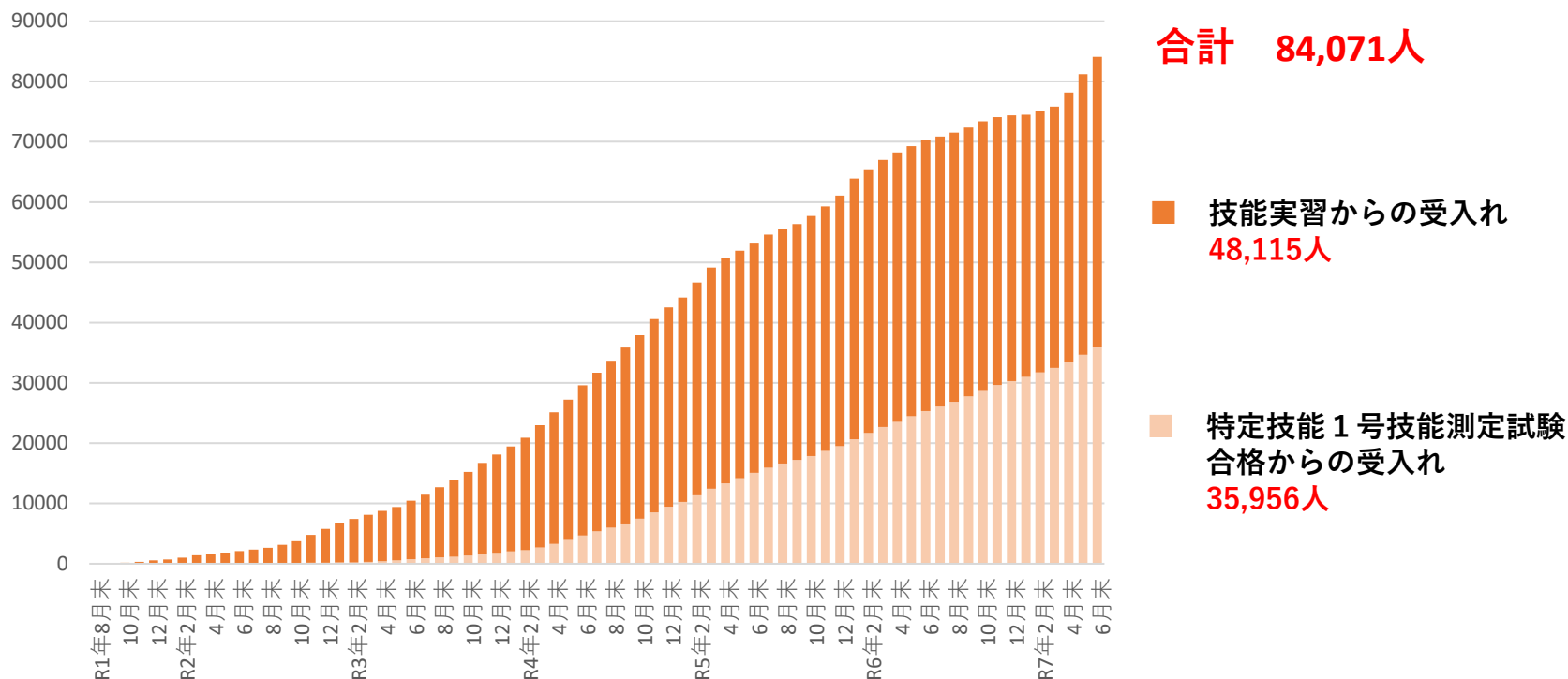
<参考> 飲食料品製造業分野の特定技能外国人受入れ状況

<飲食料品製造業分野>

令和7年6月末現在、**特定産業分野中で最多の84,071人。**

飲食料品製造業分野における技能実習2号修了者からの移行は48,115人で、**全体の60%**を占める。

特定技能外国人（試験・技能実習） 受入れ数



資料：出入国在留管理庁提供データを基に農林水産省で作成

2. 特定技能制度の対象分野の追加等について

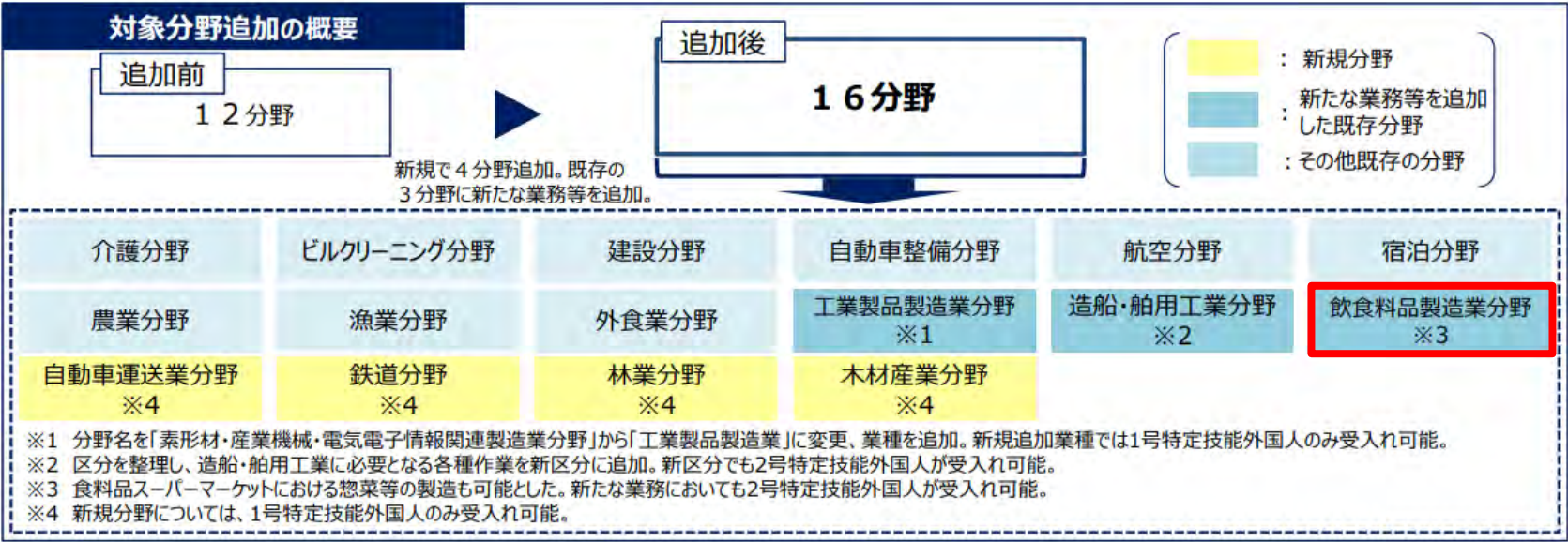


特定技能制度の対象分野の追加等に関する閣議決定

- 令和6年3月29日の閣議決定で、特定技能制度に係る基本方針※1・分野別運用方針※2を改定。
飲食料品製造業分野に特定技能外国人の受入れが認められる事業所を追加し、食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食品製造部門における業務が可能となった。

※1 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針 ※2 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

特定技能制度の対象となる産業分類の追加等に関する閣議決定（令和6年3月29日）の概要資料（抜粋）



既存分野への業務等追加の詳細						
	分野名	改正内容	改正後の業務区分	特定技能2号の受入れ	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
農林水産省	飲食料品製造業	特定技能外国人の受入れが認められる事業所を追加し、食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食品製造部門における惣菜等の製造も可能とする。	・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 〔1業務区分〕 ＊業務区分の変更なし	新たな業務においても、2号特定技能外国人が業務に従事可能。	＊新たに関連させるものではないものの、そう菜製造業等が関連する。	－

（出典）出入国在留管理庁HP <https://www.moj.go.jp/isa/content/001417998.pdf>

飲食料品製造業分野における事業所の対象範囲と受入れ見込数の再設定

- 日本標準産業分類に基づき、主たる事業として以下の分類を行う事業所を対象範囲として定義。
- 対象となる事業所の新たな追加に加え、今後5年間の受入れ見込数の再設定を行った。

	飲食料品製造業分野	
	令和1～5年度	令和6～10年度
対象範囲 の事業	○中分類09 食料品製造業 ○小分類101 清涼飲料製造業 ○小分類103 茶・コーヒー製造業 (清涼飲料製造業を除く) ○小分類104 製氷業 ○細分類5861 菓子小売業(製造小売) ○細分類5863 パン小売業(製造小売) ○細分類5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	○中分類09 食料品製造業 ○小分類101 清涼飲料製造業 ○小分類103 茶・コーヒー製造業 (清涼飲料製造業を除く) ○小分類104 製氷業 ○細分類5621 総合スーパーマーケット (ただし、食料品製造を行うものに限る。) ○細分類5811 食料品スーパーマーケット (ただし、食料品製造を行うものに限る。) ○細分類5861 菓子小売業(製造小売) ○細分類5863 パン小売業(製造小売) ○細分類5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 (ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。)
受入れ 見込数	87,200人	139,000人

3. 特定技能制度・飲食料品製造業分野の概要



2. 飲食料品製造業分野の特定技能外国人の基準



【1号特定技能外国人】

以下の①及び②の試験の合格者又は、飲食料品製造業分野の技能実習2号を良好に修了した者

①技能水準（試験区分）

「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」

②日本語能力水準

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

※「日本語教育の参照枠」により、各日本語試験団体が実施する日本語試験について共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、柔軟に日本語試験を追加できるよう規定を整備（令和4年8月30日）

【2号特定技能外国人】

以下の試験合格及び、**飲食料品製造業分野において複数の作業を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること。**

①技能水準（試験区分）：「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」

3. 特定技能外国人が従事する業務の範囲



○ 飲食料品製造業全般（**飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生**）

飲食料品（酒類を除く）の製造・加工とは、

原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいう。

* 単なる選別、包装（梱包）の作業は製造・加工にはあたらない

* 特定技能2号は、上記に加えて、飲食料品製造業全般の業務に関する管理業務

＜人材のイメージ＞

飲食料品の製造工程でHACCPに沿った衛生管理ができる人材

- ・ 主な食中毒菌や異物混入に関する基本的な知識・技能
- ・ 食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識・技能
- ・ 施設設備の整備と衛生管理に関する基本的な知識・技能

○ **当該業務に従事する日本人が通常従事している関連業務に付随的に従事することは差し支えない（専ら関連業務に従事することは認められない）**

関連業務にあたりえるものの例

- 1) 原料の調達、受入れ
- 2) 製品の納品
- 3) 清掃
- 4) 事務所の管理の作業

○ **直接雇用とし、フルタイム*で業務に従事するものであること**

* 本制度におけるフルタイムとは、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働時間が30時間以上であることをいう。

4. 飲食料品製造業分野の対象となる事業所の範囲

● 日本標準産業分類を参照し、

主たる業務として以下の分類を行っている事業所を対象範囲として決めています。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ・中分類09 食料品製造業 | ・細分類5621 総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） |
| ・小分類101 清涼飲料製造業 | ・細分類5811 食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。） |
| ・小分類103 茶・コーヒー製造業
（清涼飲料製造業を除く） | ・細分類5861 菓子小売業（製造小売） |
| ・小分類104 製氷業 | ・細分類5863 パン小売業（製造小売） |
| | ・細分類5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。） |

● 酒類製造業、飲食料品小売業（細分類5861,5863,5896を除く）、飲食料品卸売業、塩製造業、医療品製造業、香料製造業、ペットフードの製造は対象となりません。

● 総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケットの就労については、青果物加工、鮮魚加工、食肉加工、ベーカリー製造、そう菜製造等の食料品製造部門のバックヤードが対象です。

（注：テナント等、一部対象外有り）

● 食料品、飲料（酒類を除く）を製造加工し、卸売する事業所 が対象となります。

製造業とは、製品の製造加工を行い、卸売する事業者をいいます。この場合の卸売とは、

- 1) 卸売業・小売業・産業用事業者に販売すること、
- 2) 業務用に使用される商品の販売、
- 3) 同一事業者の他事業所への引き渡し をいいます。

また、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合を含みます。

● 複数の事業を行う場合は、売上げ等の確認をもって最も大きな割合を占める事業により、その事業所の分野該当性を決定します。

※ 事業所の分野該当性については、農水省HP（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html>）に掲載されている「特定技能・飲食料品製造業分野に関するFAQ」もご確認ください。

<参考①> 事業所とは

(日本標準産業分類の一般原則より)



(総務省：https://www.soumu.go.jp/main_content/000889542.pdf)

【事業所の定義】

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の2つの要件が備わっているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿(以下「経営諸帳簿」という。)により区別できる範囲を一区画とみなす。

例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。

<参考②> 産業分類の決定方法 (日本標準産業分類の一般原則より)



(総務省：https://www.soumu.go.jp/main_content/000889542.pdf)

【産業の決定方法】

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

産業の決定においては、

○一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、

○複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動（※）によって決定する。

※この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは實際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業は最も大きな割合を占める活動によって決定する。

<参考③> 飲食料品製造業分野の対象となる事業所の範囲

1 業務区分
1 試験区分

食品製造関係の技能実習 2 号対象は10職種

<技能実習 3 号対象職種（5 年間）>

- 缶詰巻締
- 加熱性水産加工食品製造業
- 非加熱性水産加工食品製造業
- 水産練り製品製造
- 食鳥処理加工業
- 牛豚食肉処理加工業
- ハム・ソーセージ・ベーコン製造
- パン製造
- そう菜製造業

<技能実習 2 号対象職種（3 年間）>

- 農産物漬物製造

<技能実習 1 号まで（1 年間）>

- めん類製造業
- 冷凍調理食品製造
- 菓子製造業
- 清涼飲料製造・・・ など

注：技能実習1号は実習可能な対象職種に制限はありません。

技能実習2号を良好に
修了した者は試験免除

試験合格者

<特定技能 1 号・飲食料品製造業分野>

- 食料品製造業
 - ・畜産食料品製造業
例) 部分肉・冷凍肉、肉加工品 等
 - ・水産食料品製造業
例) 水産缶詰・瓶詰、海藻加工 等
 - ・野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
例) 野菜漬物 等
 - ・調味料製造業
例) 味噌、しょう油・食用アミノ酸 等
 - ・糖類製造業
例) 砂糖、ぶどう糖・水あめ・異性化糖 等
 - ・精穀・製粉業
例) 精米・精麦、小麦粉 等
 - ・パン・菓子製造業
例) 生菓子、ビスケット類・干菓子 等
 - ・動植物油脂製造業
 - ・その他の食料品製造業
(でんぷん、めん類、豆腐・油揚げ、あん類、冷凍調理食品、惣菜、すし・弁当・調理パン、レトルト食品 等)
- 清涼飲料製造業
- 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
- 製氷業
- 菓子小売業（製造小売）
- パン小売業（製造小売）
- 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

- ・特定技能の飲食料品製造業分野は、技能実習 2 号対象外の飲食料品製造業の業種にも広く適用される。
- ・分野の対象範囲内のすべての業種に就労可能（1つの資格）。

4. 食品産業特定技能協議会について



次頁以降で御紹介する協議会の詳細は以下のアドレスから御確認いただけます。

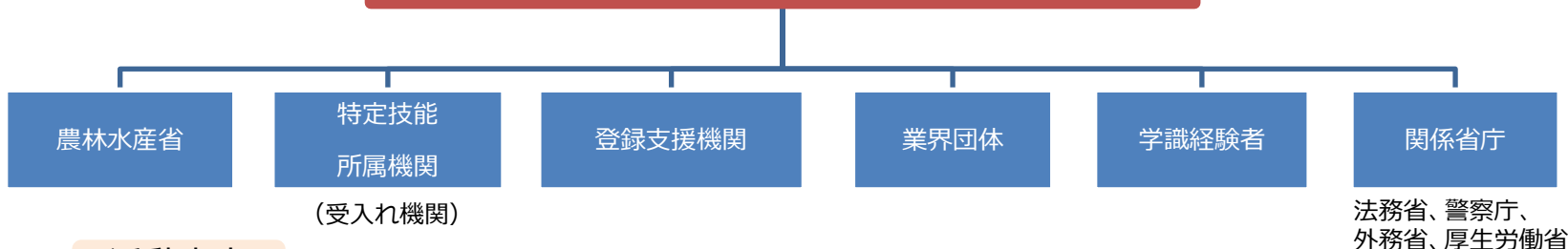
農林水産省ＨＰ内

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kyougikai.html>

食品産業特定技能協議会

- 飲食料品製造業分野及び外食業分野における制度の適切な運用を図るため、食品産業特定技能協議会を設置。（2019.3.29設置）
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

食品産業特定技能協議会



活動内容

- 特定技能外国人の受入れにかかわる制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関(受入機関)等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 特定技能所属機関（受入機関）の外国人労働者引き抜き防止の申合せ
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

特定技能所属機関（受入機関）、当該分野の事業者に支援する登録支援機関は、協議会の構成員になり、農林水産省及び協議会に対して必要な協力をすることが課せられています。

(参考) 特定技能所属機関による外国人労働者の引き抜き防止に係る申し合わせ



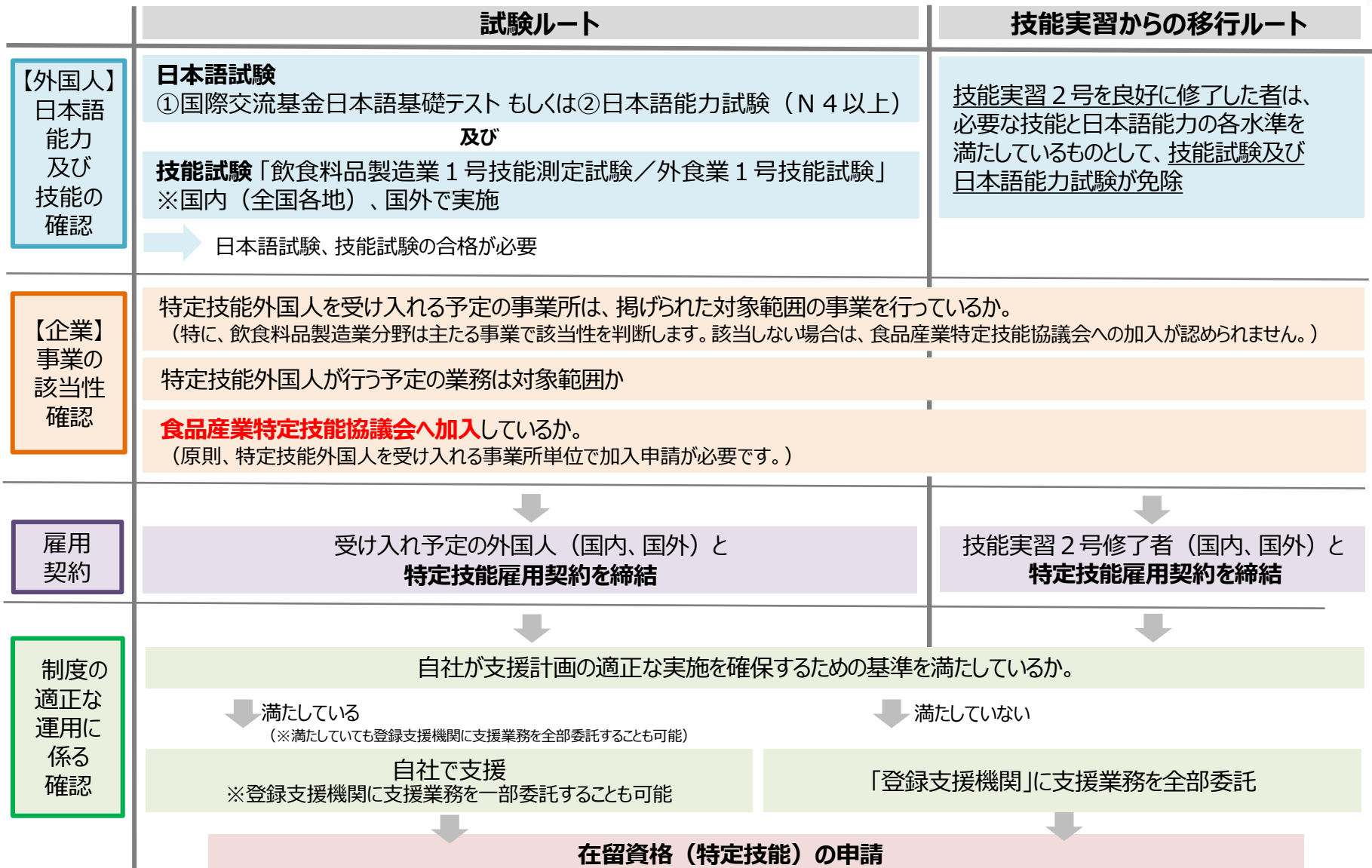
飲食料品製造業分野については、幅広い業種から構成されており、企業規模も多様であるといった特性があるところ、今般の新たな外国人材の受入れ制度においては、H A C C Pに沿った衛生管理等の専門的技能に着目した仕組みとすることで、業種や規模に関わらず業全体として幅広く利用できるようになっており、**飲食料品製造業分野の範囲内であれば、企業間、業種間の転職が可能**となっている。

他方、新たな外国人材の受入れ制度を施行することにより、**大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することや大企業への偏在が生じることが強く懸念されている**。特に、飲食料品製造業分野においては、技能実習2号対象職種（水産加工、食肉加工、惣菜製造等）とそうでない職種が混在し、**受入れ機関の間で無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性がある**。

こうした点を踏まえ、大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することを予防する観点から、**他地域で雇用されている外国人労働者を積極的に引き抜き雇用することを自粛することを申し合わせる**。

食品産業特定技能協議会の構成員である各特定技能所属機関は、安全で良質な食料を安定的に供給するという役割を担う食品企業の社会的使命を改めて認識し、本申し合わせを踏まえ、引き続き飲食料品製造業分野の健全な発展に資するよう努めていく。

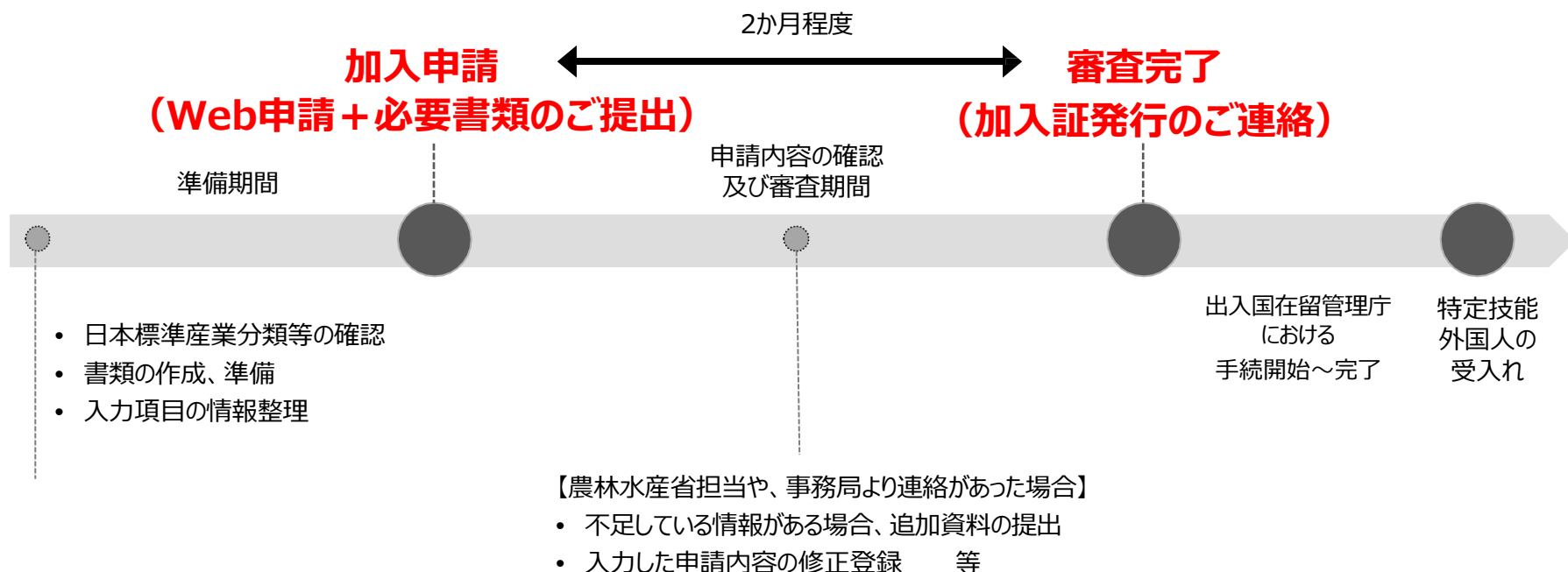
(1号) 特定技能外国人を受入れるには



海外から来日する外国人の場合：在留資格認定証明書交付申請 / 日本国内に在留している外国人の場合：在留資格変更許可申請

食品産業特定技能協議会への加入手続の流れについて

- 特定技能外国人材を受け入れようとする事業者は、出入国在留管理庁への在留諸申請前に、原則、受入れを行う事業所ごとに、食品産業特定技能協議会（以下、「協議会」という。）への加入が必須です。
- 加入手続は、Web申請にて行うことができます。
- 申請内容の確認及び審査完了（必要書類のご提出から加入証発行のご連絡）まで、現在、2か月程度お時間をいただいております。



6. 優良事例（特定技能外国人材の受入れ）



次頁以降で御紹介する事例の詳細は以下のアドレスから御確認いただけます。

日本企業グローバルビジネスサポートLAPITA（JTB）HP内
<https://www.lapita.jp/sghr/maff/foodindustry/index.html#example>

優良事例（特定技能外国人材の受入れ）

飲食料品製造業（麺類、惣菜製造）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：麺類（調理麺・スナック麺等）の製造
- 従業員数：社員54名、パート424名、派遣200名
（2024年12月現在）
- 特定技能受入数：1号 227名（ベトナム199名、
ミャンマー26名、カンボジア1名、ネパール1名）
2号 25名（ベトナム、ミャンマー）

外国人材の受入れ目的

主にコンビニエンスストア向けの調理麺、スナック麺、惣菜等を製造。365日24時間の生産体制を取っているため、特に夜間の人員の確保に苦勞し、10年ほど前から積極的に外国人材の雇用を開始しました。



外国人材の勤務、生活状況

製麺、具材作り、計量、盛り付け、出荷、納品等の製造工程全般に従事し、現場のまとめ役となる管理責任者、班長、副班長、リーダー、といった管理者としての役割に就いています。毎日元気に

あいさつし、休憩時間も楽しそうに笑い声を上げてくれるので、社内に活気と明るさが生まれています。

フォロー体制 年2回の人事査定、HACCPに関する社内資格の取得などによって継続的なキャリア形成をサポート。また日本人との公平性を確保することはもちろん、外国人の中での公平性、たとえば国ごと、役職ごとの公平性もしっかり保っていくことが大切です。自治体が主催する交流イベントにお誘いいただくことが多く、地域住民の方々との交流の機会もつくっていきたいです。

※ 特定技能受入数は2025年8月時点、その他掲載内容は取材時点の情報。

飲食料品製造業（菓子製造）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：菓子（羊羹、和洋菓子等）の製造・販売、
流通事業
- 従業員数：668名
- 特定技能受入数：1号 32名、2号 1名（ベトナム）

外国人材の受入れ目的

外国人材の受入れは10年ほど前から行っており、現在の特定技能外国人の半数以上が、当社で技能実習を終えて就労しています。働きぶりは日本人スタッフと同じように真面目で、手が空いた時には率先して掃除を始めるなど、能動的に仕事をしてくれるので、とても頼もしく思っています。



外国人材の勤務、生活状況

羹、最中、きんつばなどの製造ラインに従事し、加えて、長く勤務している方は製造実績の集計、記録の入力、トラブル時の初動対応なども担当しています。また、当社は「世界を

魅了する和菓子屋」をビジョンに掲げ、社内で選抜された特定技能外国人は、上生菓子を作る和菓子職人にもチャレンジしています。

フォロー体制

技能検定や日本語能力試験の合格者には資格手当を支給しています。頑張りが給与に反映されるため、より高いスキルを身に付けるモチベーションにつながっています。また、外国人材への理解をより深めるため、日本人社員向けにベトナム語の勉強会も開催しています。



※ 掲載内容は取材時点の情報。

優良事例（特定技能外国人材の受入れ）

飲食料品製造業（スーパーのバックヤード）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：スーパーマーケットの経営
- 従業員数：2,134人（うち外国人材は約170名）
- 特定技能受入数：8名（内訳：ベトナム人）※2025年6月現在

外国人材の受入れ目的

さまざまな国籍の人とともに働くことが従業員にとって良い刺激になり、多様な考え方を受け入れる職場づくりにつながると考えたことが受入れのきっかけです。バックヤードでの食料品製造が特定技能制度の対象になったことを機に、現在は特定技能外国人の採用を積極的に進めています。



外国人材の勤務、生活状況

バックヤードで天ぷらやフライ、寿司の製造などの業務に就いています。外国人材のみなさんは作業が正確で、覚えが早く、いつも真面目に仕事に取り組む姿が周りの日本人にも良い影響を与えています。また、日本人があいまいにしてしまう労働契約に関



することもしっかり主張してくれるため、会社を律する面でも彼らの考え方が刺激になっています。

フォロー体制 住居、家電、通勤用自転車などの提供などを行っており、住居は自社寮を建設中です。会社全体のレクリエーションとして毎月ボーリングなどのイベントを企画し、さまざまな機会を通して日本人と外国人材のコミュニケーションを図っています。一方で、残念ながら社内でも外国人に対する心ない言葉が聞かれることもあり、その都度人事部が指導を行うなど、厳しい対応を取って再発防止に努めています。

※ 特定技能受入数は2025年6月時点、その他掲載内容は取材時点の情報。

飲食料品製造業（豚食肉製造業）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：豚食肉製造業
- 従業員数：108人
- 特定技能受入数：2名（内訳：インドネシア2名）

外国人材の受入れ目的

社員の高齢化も進む中、工場の安定稼働のために若い働き手を増やしたいと考え、2022年5月に特定技能外国人を採用しました。

当地域には外国人がまだ少ないため、私たちが外国人を雇用してともに働くことで、会社や地域で異文化コミュニケーションが広がり、新たな刺激になるのではないかと期待も持っていました。



外国人材の勤務、生活状況

現在は、豚部分肉（ロース、バラ）の脱骨作業を担当してもらっています。通常、新人スタッフが加工ラインに入るまでに2、3カ月かかりますが、特定技能の2人は向上心を持って真摯に仕事を覚え、1カ月でラインに入ること

ができました。今後は、より難しい肩などの部位の脱骨もできるように指導していきたいと考えています。

フォロー体制

特定技能外国人の2人はムスリム※ですが、当社では豚肉の加工がメイン業務となるため、採用面接時に確認を取り、その上で採用しています。また、受入れ前には、管理職や総務部門の担当者がイスラム教やムスリム対応の基礎について学び、一般社員に分かりやすく伝えました。体を清めやすいシャワールームのある場所に礼拝室を設け、設備面も整えています。

※ムスリム：イスラム教を信仰している人々のこと。ムスリムには信仰、告白、毎日5回の礼拝、喜捨、年1回の断食および一生に一度の聖地巡礼が戒律とされている。また、豚肉やアルコール類の飲食は禁じられている。

今は、外国人と日本人がお互いいろいろな経験をし、知識を身につけ、高め合うことの意義を感じています。これからも、日本人と同じように意欲を持って働きたいという特定技能外国人を一人でも多く採用していきたいと考えています。

※ 掲載内容は取材時点の情報。

優良事例（特定技能外国人材の受入れ）

飲食料品製造業（サケ・マス類の養殖・加工等）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：サケ・マス類の養殖・加工及び販売、その他魚類の販売
- 従業員数：45人
- 特定技能受入数：8名（内訳：ベトナム4名、ミャンマー4名）

外国人材の受入れ目的

当社では、現在工場で働く人の約8割を外国人材が占めています。水産加工業は水仕事や立ち仕事が多く、従業員の高齢化の進展で技能伝承が困難になるため、次世代育成にむけて、活力ある人を職場のコア人材として育成したいと考え、即戦力として活躍してもらうことができる特定技能外国人を採用しました。

外国人材の勤務、生活状況

特定技能外国人は現在、サーモン加工の基本作業である骨取り、血合い取り、切り身の計量、パッキングなどを担当しています。8人とも遅刻や早退、無断欠勤は一切なく、勤務時間の5分前には準備を終え、明るく前向きに一生懸命仕事をしてくれる彼らの姿は、ほかの外国人従業員の模範になっています。特定技能を受け入れたことがほかの外国人ワーカーに良い刺激を与え、職場全体の規律や雰囲気良くなったのは、私たちにとってうれしい驚きでした。

フォロー体制 工場では今、7カ国の外国人材が働いており、多様な外国人材へのフォローで特に重視しているのがD&I※（ダイバーシティ&インクルージョン）教育です。

特定技能外国人は、日本の製造業のノウハウを勉強しながら働き、夢を叶えるための技術や資金を蓄える、私たちは、彼らに優秀なスタッフとして会社に貢献してもらう、このWin-Winの関係が築けるところに、特定技能制度の良さがあると思います。これからも彼らが夢を叶える手伝いができるよう、できる限りサポートしたいと考えています。

※D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）：年齢や性別、国籍、学歴、特性、趣味嗜好、宗教などにとらわれない多様な人材が、お互いに認め合い、自らの能力を最大限発揮し活躍できること（引用元：厚生労働省）



飲食料品製造業（調理麺、調理済みレンジ商品、惣菜等の製造）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：食品製造（調理麺、調理済みレンジ商品、惣菜等）
- 従業員数：484人
- 特定技能受入数：62名（内訳：ミャンマー62名）

外国人材の受入れ目的

特定技能外国人の8割ほどは、当社の工場で過去に技能実習を経験した方です。技能実習期間中に高めた業務スキルと日本語能力を生かし、特定技能として引き続き働いてもらうことで、安定した工場運営に必要な人材の確保を図っています。

外国人材の勤務、生活状況



調理麺などにトッピングする具材の調理、準備、盛付け、麺作り、原材料の荷受けなど、製造現場のほとんどの作業に特定技能外国人が入っています。中でも十分なスキルを備えている人には、盛付けラインでの他の作業への指示出しなども任せ、現場スタッフの中心となって活躍してもらっています。今後、業務スキルと日本語能力の高い特定技能外国人には、「惣菜管理士」の資格取得を推奨したいと考えています。

フォロー体制 将来日本語を生かして活躍する人材になってほしいという思いから、日本語能力試験のN1、N2レベルを目標とする日本語教育に力を入れ、レベルに応じた昇給制度も設けています。

また、年2回個別面談も行い、業務や職場に対する要望を聞き取る機会を設けています。その際、仕事ぶりに対する同僚からの評価を本人にフィードバックし、モチベーションアップや業務改善につなげています。

さらに、安全衛生教育では、必ず身に付けてほしい事柄は母国語で伝え、確実に理解してもらうよう努めています。以前、こちらからの情報が正しく理解されず、軽いやけどなどの労災が起きてしまったことがありました。その反省から、母国語での説明や掲示物の翻訳を徹底し、再発防止を心掛けています。

※ 掲載内容は取材時点の情報。

※ 掲載内容は取材時点の情報。